

専用賃貸住宅の目的外使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

京都市長



年 月 日付けで申請のあった専用賃貸住宅の目的外使用について、京都市居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画の認定等に係る事務処理要綱第7条第4項の規定に基づき、不承認としましたので通知します。

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 不承認の理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。